

警察官が、勤務の一部として警察署において行われた剣道の練習試合中に、試合相手から頸に「出ばな突き」を受けて頸椎捻挫の傷害を受けました。けがをした警察官は、仕事ができなくなり、退職せざるをえませんでした。試合相手に損害賠償を求めることはできませんか。

◆剣道のスポーツ種目特性  
 ◆被害者の承諾による免責

一 自由意思に基づいて参加したスポーツ競技で、その競技中に参加者がけがをしても、けがをすることがあることについて予め承諾があるとして、加害者の責任を問わない場合があります。

一般的には、傷害の内容が、競技中通常生じうる内容の傷害ならば、①加害者の行為がその競技の規則に反することがなく、②競技会の性格、競技会への参加者の技量などの事情に照らして、通常許容された行動であるとき（故意ないし重過失行為は含まない）には、加害者の責任は問われません。

者が行えば相手方を負傷させる危険をもたらしものです。

「出ばな突き」のように危険性が大きい技の場合には、ルールで禁止されていないだけでなく、練習や試合に参加した者の技量、練習や試合の目的に照らして、通常許容された行動であるかが検討されなければなりません。

四 本件の設問と類似した事案では、警察官の勤務の一部として実施された練習試合であることから、「警察官は公共の安全と秩序を維持するため自らの危険を顧みることなく被疑者の逮捕等の困難な職務を遂行すべき職責を負っていることにかんがみ、右剣道練習は単に体力の増強のみを目的とするだけでなく、敢然職務上の危険に対処しうる勇氣、注意力の養成等の精神的訓練をも目的とするものと解せられる。この点で本件剣道練習は巷間のそれと目的効用を異にするのであって、このことは注意義務の判定に

当り重要な影響を及ぼす」として、練習試合の相手がいずれも有段者であったこと

で打者が打撲傷を負ったとしても、ルール違反がなく①の要件、十分な技量を有する者が参加する試合であり、打者はヘルメットなどの防具を着用し、かつ、投手があえて打者を狙って投げたなどの事情がなければ②の要件、投手が打者の負傷について責任を問われることはありません。

二 スポーツ競技は危険を内包していますが、種目、参加者の技量、競技の性格などにより、その競技に内在する危険の性質、程度も異なっています。そのため、これらの要素を検討して、被害者が予め承諾をしていると判断されるか、加

とも考慮して、「出ばな突き」を行ったこと、技術に大差ない相手方が面を打とうとして動いていたために、相手方の咽喉部を突かなかつたこと、のいずれの点においても加害者の注意義務違反はないとしています（東京地判昭四八・六・一一判夕二九八二二六〇）。

五 「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき」には、「国又は公共団体が、これを賠償することとされいます（国家賠償法一条一項）。

本件では、加害者は地方公務員であり、加害者に過失があった場合には、損害賠償請求の相手方は地方公共団体となり、加害者である公務員自身は直接損害賠償を受けることはありません（最判昭三〇・四・一九民集九一五・一五三四、最判昭四六・九・三判時六四五・一七二、最判昭五三・一〇・二〇民集三二一七・一三六七）。

被害者が地方公務員災害補償法に基づき、公務災害としての補償を受けること

害者に注意義務違反があったかを検討すべきです。

三 本件では、被害者の負傷は、退職をせざるを得ないほどの負傷ですから、一般的には、剣道において通常生ずる傷害の範囲を超えていると判断されます。そこで、加害者に過失があったか否かを考えることが必要です。

剣道のように相手方の身体に直接攻撃を加えることを内容とする競技においては、野球・バレーボールなどのような相手方への直接攻撃を内容としない競技に比べ、相手方に傷害を与える危険性は大きく、相手方が面を打とうとする出ばなを対する注意義務の検討については、より厳格に考えなければなりません。

「突き」は、全日本剣道連盟の競技規則では禁止されている技ではありませんが、危険性が大きい技です。「突き」の中で、相手が面を打とうとする出ばなを狙い、踏みこむことなく「突き」を入れる技を「出ばな突き」と言います。「出ばな突き」は、高度の技術を要し、初心は可能です。

六 右事案と同様な「出ばな突き」による事故であっても、練習試合の目的、技量の点についての前提が異なれば、結論が異なり、過失が肯定される可能性がある点に注意することが必要です（本節第8回参照）。

〔望月浩一郎〕